平成２０年（フ）第６７６号
埼玉県越谷市蒲生東町４番48号
破産者　有限会社アルフレッド
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
三重県四日市市桜台２丁目５番地301
破産者　尾崎　純子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第３２２号
岡山市中区藤原光町３丁目11番２号
破産者　清水　哲行
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７７５号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲6627番地４
破産者　有限会社廣成産業開発
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９号
東京都八王子市諏訪町1922番地１松枝住宅１―207
破産者　山田　公子
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３８号
東京都西東京市柳沢１丁目１番９号
破産者　川﨑　正則
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第１１１号
長野県岡谷市大栄町１丁目１番11号
破産者　有限会社岡谷計器製作所
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第７０５号
愛知県岡崎市大樹寺１丁目５番地20
破産者　株式会社グッドライフ
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第４０１号
愛知県新城市豊岡字滝上４番地
破産者　合資会社鳳陽館
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第４８号
和歌山県田辺市中芳養200番地
破産者　有限会社新栄生コン
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１４７号
福岡県久留米市三潴町生岩1127番地２
破産者　株式会社エスエス技研
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１４３２号
さいたま市見沼区堀崎町1430番地　上ノ台パークサイド202号、旧住所東京都豊島区駒込６丁目27番２号
破産者　冨山　　眞
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６０５号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番15―203号　駅前プラザ
破産者　千葉　定雄
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０号
埼玉県戸田市大字新曽969番地の１ヴィラ松原403号室
破産者　荷口　　栄
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―５―103
破産者　知久　昭一
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―５―103
破産者　知久惠美子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜551番地21
破産者　遠藤　　顕
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
埼玉県和光市白子３丁目９番５号
破産者　佐野　光洋
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第８０号
茨城県土浦市永国東町19番12号パークシティ土浦
破産者　阿藤紀久子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成１９年（フ）第２８５号
大津市清和町13番７号
破産者　南出日出子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６８号
長崎県長崎市平間町1861番地
破産者　森工務店こと　森　　弘文
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係